

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等  
を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する  
ための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関  
する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)の一部改正により、必要な規定の整理を行うため、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第8号)および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例(平成25年滋賀県条例第9号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。(第1条による改正後の別表第3、別表第4、別表第7から別表第11までおよび別表第14関係ならびに第2条による改正後の別表関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

平成 30 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 項第 8 号ア中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に改める。

別表第 4 第 1 項第 7 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 11 第 1 項第 13 号」を「第 34 条の 11 第 1 項第 12 号」に改め、同表第 2 項第 1 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 11 第 1 項第 13 号」を「第 34 条の 11 第 1 項第 12 号」に改める。

別表第 7 第 1 項第 5 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 14 第 1 項第 12 号」を「第 34 条の 14 第 1 項第 11 号」に改め、同表第 2 項第 1 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 14 第 1 項第 12 号」を「第 34 条の 14 第 1 項第 11 号」に改める。

別表第 8 第 1 項第 5 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 15 第 1 項第 12 号」を「第 34 条の 15 第 1 項第 11 号」に改め、同表第 2 項第 1 号中「第 34 条の 9 第 1 項第 14 号」を「第 34 条の 9 第 1 項第 11 号」に、「第 34 条の 15 第 1 項第 12 号」を「第 34 条の 15 第 1 項第 11 号」に改める。

別表第9第6項中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の16第1項第12号」を「第34条の16第1項第11号」に改める。

別表第10第7項中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の17第1項第12号」を「第34条の17第1項第11号」に改める。

別表第11第1項第3号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の18第1項第12号」を「第34条の18第1項第11号」に改める。

別表第14第1項第9号イ中「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同号ウ中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同表第2項第8号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改め、同表第3項第5号中「第34条の9第1項第14号」を「第34条の9第1項第11号」に、「第34条の19第1項第13号」を「第34条の19第1項第12号」に改める。

(滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第24項第3号および第4号中「第34条の24第1項第13号」を「第34条の24第1項第12号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

| 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定生活介護の事業</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 連携等</p> <p>ア 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、省令第34条の9第1項第14号に規定する協力医療機関を定めること。</p> <p>イ アに定めるもののほか、指定生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよび別表第2第12項第1号の規定を準用する。</p> <p>(9) 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>別表第4</p> <p>短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定短期入所の事業</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 別表第1第1項第4号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号（イ（エ）を除く。）、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第5項第1号、第6</p> | <p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1および別表第2 省略</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>生活介護の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定生活介護の事業</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 連携等</p> <p>ア 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、省令第34条の9第1項第11号に規定する協力医療機関を定めること。</p> <p>イ アに定めるもののほか、指定生活介護の事業の連携等については、別表第1第1項第16号アおよび別表第2第12項第1号の規定を準用する。</p> <p>(9) 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>別表第4</p> <p>短期入所の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定短期入所の事業</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 別表第1第1項第4号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号（イ（エ）を除く。）、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第5項第1号、第6</p> |

項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項（第5号を除く。）ならびに別表第3第1項第7号（ウを除く。）および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の11第1項第13号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型短期入所の事業

- (1) 別表第1第1項第3号オからクまで、第4号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号（イ（エ）を除く。）、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第5項第1号、第6項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項（第5号を除く。）、別表第3第1項第7号（ウを除く。）ならびに第8号アならびに前項（第2号、第3号および第7号を除く。）の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型短期入所」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5

項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項（第5号を除く。）ならびに別表第3第1項第7号（ウを除く。）および第8号アの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第4第1項第7号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型短期入所の事業

- (1) 別表第1第1項第3号オからクまで、第4号（キ（イ）から（オ）まで、（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号（イ（エ）を除く。）、第8号、第9号ウおよび第10号から第16号まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第5項第1号、第6項第4号イ、オおよびカ、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）ならびに第10項（第5号を除く。）、別表第3第1項第7号（ウを除く。）ならびに第8号アならびに前項（第2号、第3号および第7号を除く。）の規定は、短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型短期入所」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第4第2項第1号において準用する別表第2第5

項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の11第1項第13号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

別表第5および別表第6 省略

別表第7

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号（キ（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」

項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用ならびに食事の提供に要する費用および光熱水費」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用および光熱水費については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の11第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

別表第5および別表第6 省略

別表第7

自立訓練（機能訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練（機能訓練）の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号（キ（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号ならびに別表第3第1項第2号、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」

とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の14第1項第12号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに前項（第2号および第5号を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第

とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（イを除く。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに前項（第2号および第5号を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下この項において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第

5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の14第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第8

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練（生活訓練）の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第

5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者等」と、同号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第7第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第7第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の14第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第8

自立訓練（生活訓練）の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1 指定自立訓練（生活訓練）の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第

8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の15第1項第12号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号および第4号ならびに前項（第2号、第3号および第5号

8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第5号ウ、第6号、第7号および第8号アならびに別表第7第1項第3号および第4号の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第1項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第1項第5号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

## 2 共生型自立訓練（生活訓練）の事業

(1) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号（キ（ク）および（コ）を除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（アに限る。）まで、別表第2第3項第1号（同号に規定する管理者に係る部分に限る。）、第4項第1号、第6項、第8項第1号、第9項（第3号を除く。）、第10項（第5号を除く。）、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第3号ク、第5号ウ、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号および第4号ならびに前項（第2号、第3号および第5号

を除く。)の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の15第1項第12号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第9

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1～5 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号までおよび第8号

を除く。)の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下この項において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第7号ア」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第8第2項第1号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第8第2項第1号」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の15第1項第11号」と読み替えるものとする。

(2)および(3) 省略

### 3 省略

#### 別表第9

就労移行支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

#### 1～5 省略

6 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号、第12号から第15号までおよび第16号ア、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号までおよび第8号

ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の16第1項第12号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

#### 別表第10（第4条関係）

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 別表第1第1項第4号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（ア

ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第8第1項第4号エおよびオの規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第9第6項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第9第6項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号コ中「6月」とあるのは「3月」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第9第6項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第9第6項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第9第6項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第9第6項」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の16第1項第11号」と、別表第8第1項第4号エおよびオ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

#### 別表第10（第4条関係）

就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1～6 省略

7 別表第1第1項第4号（キ（キ）および（ク）を除く。）、第5号（ウを除く。）、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号（ア

に限る。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第7項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第7項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第7項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第10第7項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第7項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第7項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の17第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「、第6項」とあるのは「、別表第10第7項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11

に限る。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第7項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第7項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第7項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第10第7項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第7項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第7項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の17第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「、第6項」とあるのは「、別表第10第7項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1)および(2) 省略

(3) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号から第9号(ウに限る。))まで、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。))から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号(イを除く。)、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項(第4号を除く。))ならびに別表第10第3項(第3号を除く。))の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1)および(2) 省略

(3) 別表第1第1項第3号カからクまで、第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号から第9号(ウに限る。))まで、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第3項第5号から第7号までおよび第9号、第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。))から第11項までならびに第12項第1号、別表第3第1項第2号、第3号ク、第5号(イを除く。)、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第2号カおよび第3号、別表第9第3項第3号および第5号、第4項ならびに第5項(第4号を除く。))ならびに別表第10第3項(第3号を除く。))の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、別表第2第3項第6号中「前3号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する前号および別表第10第3項第2号」と、同項第9号中「生活支援員およびサービス管理責任者」とあるのは「サービス管理責任者」と、同表第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、同号ウ中「第6項

第4号カ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の18第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 2 省略

別表第12および別表第13 省略

別表第14

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

### 1 指定共同生活援助の事業

(1)～(8) 省略

(9) 連携等

ア 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保すること。

イ 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、省令第34条の19第1項第13号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは、「第34条の19第

第4号カ」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第1項第3号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあつては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあつてはこれを設けず、相談室および多目的室にあつてはこれらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の18第1項第11号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第1項第3号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

## 2 省略

別表第12および別表第13 省略

別表第14

共同生活援助の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

### 1 指定共同生活援助の事業

(1)～(8) 省略

(9) 連携等

ア 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携その他の適切な支援の体制を確保すること。

イ 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、省令第34条の19第1項第12号に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。

ウ アおよびイに定めるもののほか、指定共同生活援助の事業の連携等については、別表第3第1項第8号アの規定を準用する。この場合において、同号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは、「第34条の19第

1項第13号」と読み替えるものとする。

(10) 省略

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(7) 省略

(8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。))まで、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。))から第12項(第1号に限る。))まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第6号(イを除く。))および第9号(ウを除く。))の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようになるための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直

1項第12号」と読み替えるものとする。

(10) 省略

2 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業

(1)～(7) 省略

(8) 別表第1第1項第4号(エならびにキ(イ)から(オ)まで、(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。))まで、別表第2第6項第1号から第4号(アを除く。))まで、第9項第1号および第2号ならびに第10項(第5号を除く。))から第12項(第1号に限る。))まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに前項第4号(キを除く。)、第5号(イを除く。)、第6号(イを除く。))および第9号(ウを除く。))の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第7号ア」と、同号キ(コ)中「その都度、当該」とあるのは「当該」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する同表第1項第5号ア(ア)から(ウ)まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、入居に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(オ)中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようになるための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イただし書中「利用者の支援に直

接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

### 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)

接影響を及ぼさない業務について」とあるのは「生活支援員の業務にあつては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が業務の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第2項第8号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第2項第8号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「次項第8号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「次項第8号」と読み替えるものとする。

### 3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業

(1)～(4) 省略

(5) 別表第1第1項第5号(ウおよびエを除く。)、第7号(イ(エ)を除く。)、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)

まで、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）まで、第8項（第2号を除く。）、第9項第1号および第2号ならびに第10項（第5号を除く。）から第12項（第1号に限る。）まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号（キを除く。）、第5号ア、第6号ア（（ア）を除く。）、第7号、第8号（ウを除く。）および第9号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第

まで、別表第2第6項第1号から第4号（アを除く。）まで、第8項（第2号を除く。）、第9項第1号および第2号ならびに第10項（第5号を除く。）から第12項（第1号に限る。）まで、別表第3第1項第7号イおよび第8号ア、別表第4第1項第4号エ、別表第5第6項第2号ア、別表第8第1項第4号エおよびオならびに第1項第2号、第4号（キを除く。）、第5号ア、第6号ア（（ア）を除く。）、第7号、第8号（ウを除く。）および第9号（ウを除く。）の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第5号イ中「ウ（ア）から（ウ）まで」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する同表第1項第5号ア（ア）から（ウ）まで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに入居定員、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地、入居に当たっての留意事項ならびに非常災害対策を」と、同号イ（オ）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、別表第2第6項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「業務を」とあるのは「業務および利用者が自立した社会生活を営むことができるようにするための指定生活介護事業所等との連絡調整を」と、同号アおよびイ中「心身」とあるのは「身体および精神」と、同項第4号イ中「の従業者」とあるのは「または受託居宅介護サービス事業所の従業者」と、「こと。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない」とあるのは「こと」と、同表第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第14第3項第5号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第14第3項第5号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第14第3項第

5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の19第1項第13号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15および別表第16 省略

5号」と、同表第12項第1号イ中「もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「または特例介護給付費」と、別表第3第1項第8号ア中「第34条の9第1項第11号」とあるのは「第34条の19第1項第12号」と、別表第4第1項第4号エ中「入所に」とあるのは「入居に」と、「入所の」とあるのは「入居の」と、「退所」とあるのは「退居」と、別表第5第6項第2号ア中「自立した日常生活または社会生活」とあるのは「地域において日常生活」と、「身体その他」とあるのは「身体および精神」と、別表第8第1項第4号エ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同号オ中「指定宿泊型自立訓練を受ける者および厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、前項第4号エ中「キ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第6号ア中「イ」とあるのは「第3項第5号」と、同項第7号ウ中「の従業者」とあるのは「および受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

別表第15および別表第16 省略

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

| 旧                                                                                                                                                                                                                                    | 新                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>1～23 省略</p> <p>24 連携等</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>省令第34条の24第1項第13号</u>に規定する協力医療機関を定めること。</p> <p>(4) 設置者は、あらかじめ、<u>省令第34条の24第1項第13号</u>に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</p> | <p>本則および付則 省略</p> <p>別表</p> <p>1～23 省略</p> <p>24 連携等</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、<u>省令第34条の24第1項第12号</u>に規定する協力医療機関を定めること。</p> <p>(4) 設置者は、あらかじめ、<u>省令第34条の24第1項第12号</u>に規定する協力歯科医療機関を定めるよう努めること。</p> |